

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

福島県病院局

- 福島県病院局処務規程の一部を改正する規程
- 福島県病院局事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程
- 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程
- 福島県病院局職員安全管理規程の一部を改正する規程

福島県病院局

三二一

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月31日

福島県病院事業管理者 阿部正文

福島県病院局管理規程第3号

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程

福島県病院局処務規程（平成16年福島県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項、別表第1課長専決事項の欄32及び別表第2センター長、院長及び所長の専決事項の欄6中「貸金支弁職員」を「会計年度任用職員」に改める。

様式第1号備考2、様式第2号備考、様式第3号備考、様式第5号備考並びに様式第6号その1（永年用）備考3及びその2（有期限用）備考3中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、様式第1号備考2、様式第2号備考、様式第3号備考、様式第5号備考並びに様式第6号その1（永年用）備考3及びその2（有期限用）備考3の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- この規程の施行の際現に作成されている改正前の福島県病院局処務規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（病院経営課）

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月31日

福島県病院事業管理者 阿部正文

福島県病院局管理規程第4号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項第1号中「、又は失職し」を削り、同項第2号中「、若しくは失職し」を削り、同条第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第27条第2項第1号中「、又は失職し」を削る。

第29条の3第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第29条の10第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第10の3の表中「午前6時30分から午後3時15分まで」を「午前7時30分から午後4時15分まで」に、「午前10時45分から午前11時45分まで」を「午前11時から午後零時

通常勤務の者	午前8時30分から午後5時15分まで	午後零時から午後1時まで
--------	--------------------	--------------

早出勤務の者	午前8時から午後4時45分まで	午後零時から午後1時まで
通常勤務の者	午前8時30分から午後5時15分まで	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第10の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（病院経営課）

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月31日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第5号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第8条第1項の表4の項及び第39条第1号中「、賃金」を削る。

第53条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第171条第2項第13号及び同条第3項第12号中「に瑕疵があった」を「が契約の内容に適合しない」に改める。

第180条第1項中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。

第186条第2項各号列記以外の部分中「契約の相手方が」を削り、同条に次の一項を加える。

4 前3項に掲げるもののほか、契約権者は、契約に当たり暴力団の排除のために必要な事項を約定することができる。

別表第3損益勘定（費用）の表中「常勤の職員の給料」を「職員の給料」に、「常勤

賃金	臨時又は非常勤の職員の賃金等を記載する。
報酬	臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬を記載する。

報酬	第一号会計年度任用職員及び臨時又は非常勤の顧問、	賞与引当金 繰入額
----	--------------------------	--------------

を

	嘱託員等に対する報酬を記載する。
--	------------------

 に、

賃金	
----	--

--

 を 「

賞与引当金 繰入額	
--------------	--

 に改める。

別表第5の3の表中 「

株式会社東邦銀行須賀川東支店	須賀川市
----------------	------

 を

株式会社東邦銀行須賀川東支店	須賀川市
株式会社東邦銀行須賀川西支店	須賀川市

に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める改正規定、別表第5の3の表の改正規定並びに附則第3項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 令和元年度予算の収入、支出及び決算に係る事務については、改正後の福島県病院局財務規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の福島県病院局財務規程のそれぞれの規定に基づいて提出されている書類は、改正後の福島県病院局財務規程の相当の規定に基づいて提出された書類とみなす。
- 4 この規程の施行の際現に作成されている改正前の福島県病院局財務規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(病院経営課)

福島県病院局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月31日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第6号

福島県病院局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

福島県病院局職員安全衛生管理規程（平成16年福島県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「賃金の予算科目から給与が支給される職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(病院経営課)